

2010年6月28日 全6頁

東証「独立役員届出書」の提出状況

～3月末から今6月総会シーズンまでに約5%増える～

経営戦略研究所
藤島 裕三

3月31日までの一斉提出および6月18日時点の追加届出の状況をチェック

[要約]

- 3月末の一斉提出で独立役員は3,925人（社外取締役963人、社外監査役2,962人）となった。独立役員を確保した企業における、独立役員の1社当たり人数は2.03人である。
- 一斉提出で「独立役員未確保」として届け出た企業は243社で、全体の1割程度となっている。役員選任など対応する時期については、今6月総会と来6月総会で大きく分かれる。
- 今6月総会を経て独立役員の人数は約5%増加する見通し。未確保企業は約3分の1が確保したと届け出ている。既に確保済みの企業が追加で指定する動きも継続するだろう。

1. 本分析の概要

6月18日付の独立役員届出書一覧を分析

東京証券取引所（以下、東証）は上場会社が「独立役員」を1名以上確保することを、企業行動規範の「遵守すべき事項」に定めている。独立役員とは一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役・社外監査役をいう。上場会社は3月31日までに当時の状況に基づく「独立役員届出書」の一斉提出を義務付けられ、以降は届出状況に異動が生じる際に適宜、追加提出しなければならない。提出された独立役員届出書はエクセル形式の一覧表で、東証のホームページで公開される。

本稿は6月18日までの受理分として東証が公開した独立役員届出書一覧を基に、各種のデータ分析を試みるものである。主には一斉提出された届出書を分析することで、東証上場会社における独立役員の選任状況を俯瞰する。さらに追加提出分を対象として、今6月の株主総会シーズンを経た動向を把握する。東証は届出状況に異動が生じる2週間前に追加提出を求めており、6月18日は総会集中日である6月29日の2週間前を優に経過しているため、分析対象としては十分であろう。

東証の調査とは結果数値が異なる

なお、本稿における分析は、5月20日に東証が公表した「独立役員届出書の集計結果について」の内容と、大まかな傾向は一致しているものの、細かな数値については食い違いが存している。これは同調査が5月14日までに東証が受理した届出書をベースに分析していること、一斉提出の状況に追加提出された異動分も反映していることなどが主因と見られる。本稿はさらに新しいデータを基に、一斉提出と追加提出に分けた上で、さらに広範な分析を行うことを趣旨としている。

※参考レポート：2010年1月25日付「東証が独立役員の確保を義務付け」

<http://www.dir.co.jp/souken/consulting/report/strategy/cg/10012501cg.html>

2. 独立役員の人数

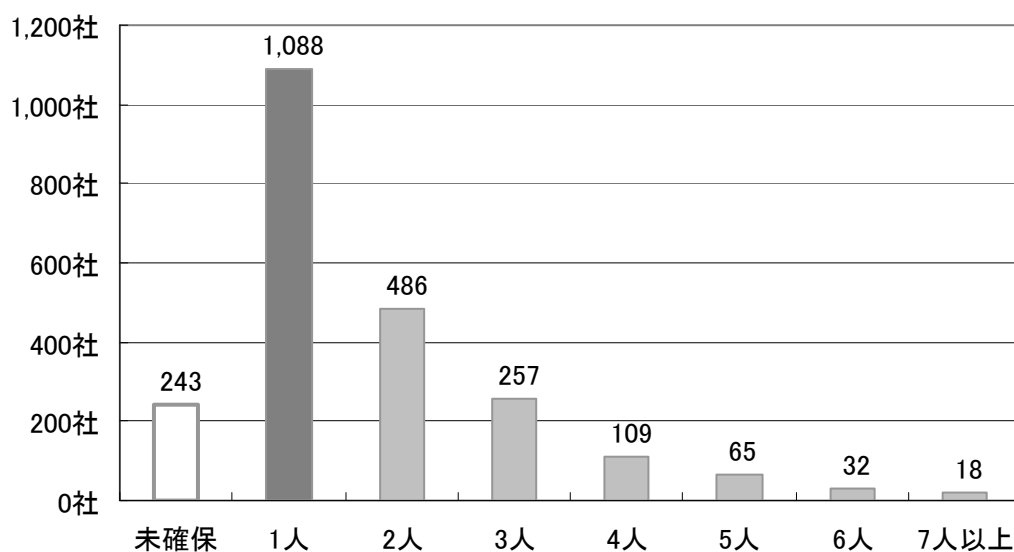
1名の届出が最も多く
平均は約2名

6月18日の時点で提出区分が「一斉提出」の独立役員届出書は4,168件あった。提出企業数では2,298社に止まるが、これは複数の届出書を提出した例が少ないため。うち独立役員として社外取締役・社外監査役を指定したものは3,925件、提出企業数は2,055社である。一方で「未確保」として提出したのは243件、提出企業数の10.6%に達する。東証上場会社の約1割は、少なくとも一斉提出の時点で独立役員が存在しなかったか、あるいは指定できなかったことになる。

各社が一斉提出した独立役員届出書を1社当たり件数別、すなわち独立役員の1社当たり人数別で見る(図表1)。1名のみ届け出た例が1,088社(提出会社の47.5%)と最も多く、提出会社全体の半数近くを占める。以下、2名が486社(同21.2%)、3名が257社(同11.2%)と続いている。1社当たり平均人数を計算すると提出会社全体で1.81人、独立役員を確保した企業では2.03人となる。

1名しか独立役員がいない企業が約半数に達しているのは、東証が「1名以上」の独立役員を届け出を求めているため、1名のみ指定すれば問題ないとした企業が少なくなかったことが考えられる。もちろん社外取締役・社外監査役に独立役員の適格者が1名しかいなかった企業も相当数が含まれるだろう。

図表1 人数別による独立役員の分布



出所：2010年6月18日付東証「独立役員届出書一覧」よりDIR経営戦略研究所作成

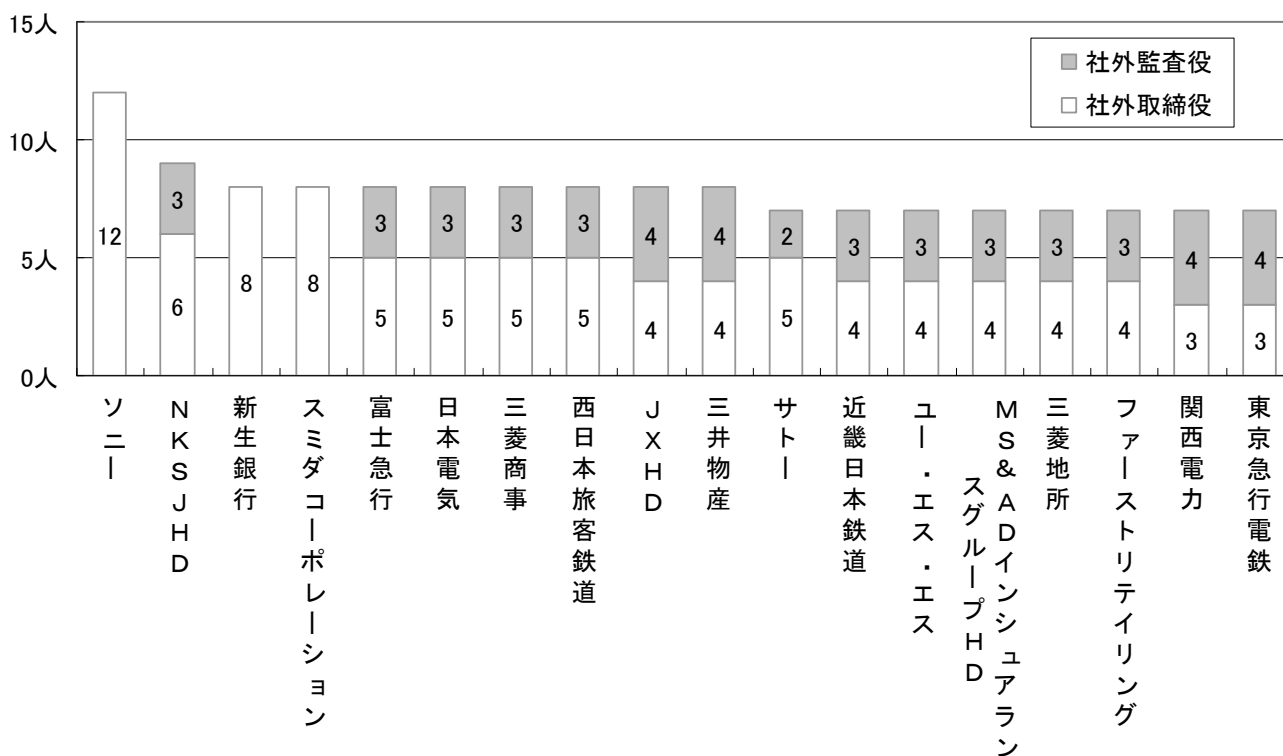
約4割は社外監査役を
1名のみ届出

独立役員届出書を1名のみ提出した企業のうち、それが社外監査役であった事例は926社で、1名のみ提出した企業の85.1%、提出会社全体の40.3%だった。この中には社外取締役がいない、いても独立性に欠けているケースが少なくないと見られる。逆に社外取締役1名のみを指定した企業には、独立役員として社外取締役が相応しいと判断した例もあるだろう。なお独立役員全体で、社外取締役は963人(独立役員の24.5%)、社外監査役は2,962人(同75.5%)となっている。

ソニーが届出をした
12人が最多

独立役員を数多く届け出たケースを抽出する（図表2）。最多はソニーの12人で、NK S Jホールディングスの9人がこれに続く。7人および8人の提出事例は各8社となっている。上位18社を平均すると社外取締役が5.2人、社外監査役が2.7人である。なお委員会設置会社であるソニーと新生銀行、スミダコーポレーションを除く15社では、社外取締役が4.3人、社外監査役が3.2人となる。

図表2 独立役員を数多く届け出た企業



出所：2010年6月18日付東証「独立役員届出書一覧」よりDIR経営戦略研究所作成

3. 形式要件の該当者

独立役員の属性等に
つきチェック

東証は独立役員届出書を提出する際に、一般株主との利益相反が生じる恐れのある要件の該当状況にチェックすることを求めている。具体的には以下の項目について、本人または近親者の、現在・最近および過去の状況を開示する。

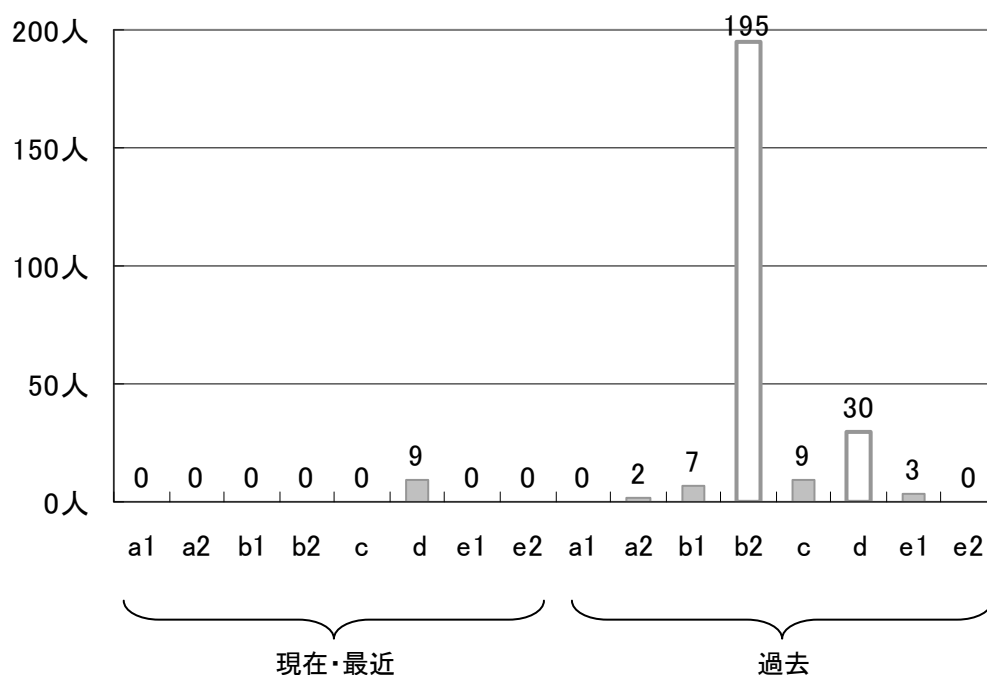
【独立役員の属性等】

- a1. 上場会社の親会社の業務執行者
- a2. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- b1. 上場会社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- b2. 上場会社の主要な取引先またはその業務執行者
- c. 多額の金銭その他を得ているコンサルタント、会計・法律専門家
- d. 上場会社の主要株主
- e1. 上場会社またはその子会社の業務執行者
- e2. 業務執行取締役または会計参与（社外監査役の場合）

取引銀行の出身者が比較的多い

上記の属性にチェックを入れた上で提出された独立役員届出書は 255 件、すなわち利益相反が疑われる形式要件に該当しつつも、実際には利益相反が生じる恐れはないとして、届け出られた独立役員が 255 人（独立役員全体の 6.5%）いることになる。項目別に該当状況を見ると「上場会社の主要な取引先またはその業務執行者」の過去該当が最多で、次いで「上場会社の主要株主」の過去該当となっている（図表 3）。特に前者については、主要取引銀行の出身者が多い模様である。

図表 3 形式要件に該当した独立役員の人数



出所：2010年6月18日付東証「独立役員届出書一覧」より DIR 経営戦略研究所作成

退任後の年数などで独立性を説明

主要取引銀行の出身者であっても一般株主との利益相反が生じる恐れがない理由として、本人が退職してから数年が経過していること、当該銀行からの投融資が突出している訳ではないこと、提出会社の財務における借入金依存度が低いこと、などが挙げられている。また主要株主出身者の場合は、やはり退職後すでに数年が経過していること、現任であるケースも含めて、持株比率が 10% を超える程度に止まること、一般取引先と同等の条件で取引していること、などがある。

なお本人が上記 a1～c に、および近親者が e1・e2 に、それぞれ現在・最近で該当する場合には、東証に事前相談する必要がある。上記グラフで届出状況を見る限り、容認されることは難しいようである。また e1・e2 に本人が該当することは、会社法が定めている社外取締役・社外監査役の要件に反するため、現在・最近か過去かには関係なくあり得ない。過去該当の 3 件はいずれも近親者である。

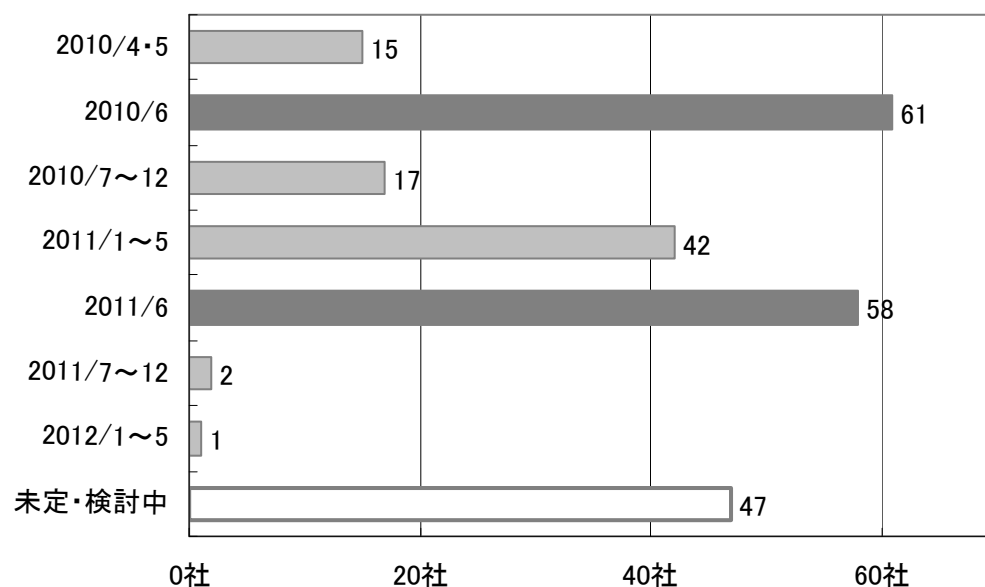
4. 未確保企業の対応

未確保企業の1/4が今 6月総会で選任

一斉提出の際に「独立役員未確保」とした企業は、前述の通り全体の約1割である243社に達した。これらの未確保企業は独立役員届出書に、独立役員の確保に向けた今後の対応を記載しており、その内容を時期別に整理する(図表4)。「2010/4・5」は本人の同意待ち、4・5月総会で選任するなど、今6月総会を待たずに確保されているもの、および上場廃止などで対応の必要がないものである。「未定・検討中」は時期の明言がないもので、「速やかに」から「慎重に」まで様々である。

最も多いのは今6月総会において対応する3月決算の企業で、61社(未確保企業全体の25.1%)に達する。もっとも来6月総会に対応する企業も58社(同23.9%)となっており、両者の数はほぼ変わらない。3月決算の未確保企業に関しては、今年と来年で対応時期が大きく分かれるといえるだろう。その他の決算期である企業に関しては、今年7月から来年5月にかけて対応が進展すると見られる。

図表4 未確保企業による今後の対応(時期別)



出所：2010年6月18日付東証「独立役員届出書一覧」よりDIR経営戦略研究所作成

重要だとして慎重に 対応する例も

時期を含めて未定・検討中とした記載例の中には「コーポレートガバナンス向上に寄与いただくにふさわしい独立役員の候補者を選定中」「独立役員に関しては重要な事項と認識しており、その選任には時間を要する」などの表現を用いて、慎重に選任・選定を進めるとするものが散見される。ガバナンスの根幹に関わる問題だけに、拙速を避けて十分に議論を高めることは、むしろ望ましいと思われる。東証が実効性確保措置の適用を2011年6月以降としている趣旨にも合致するだろう。

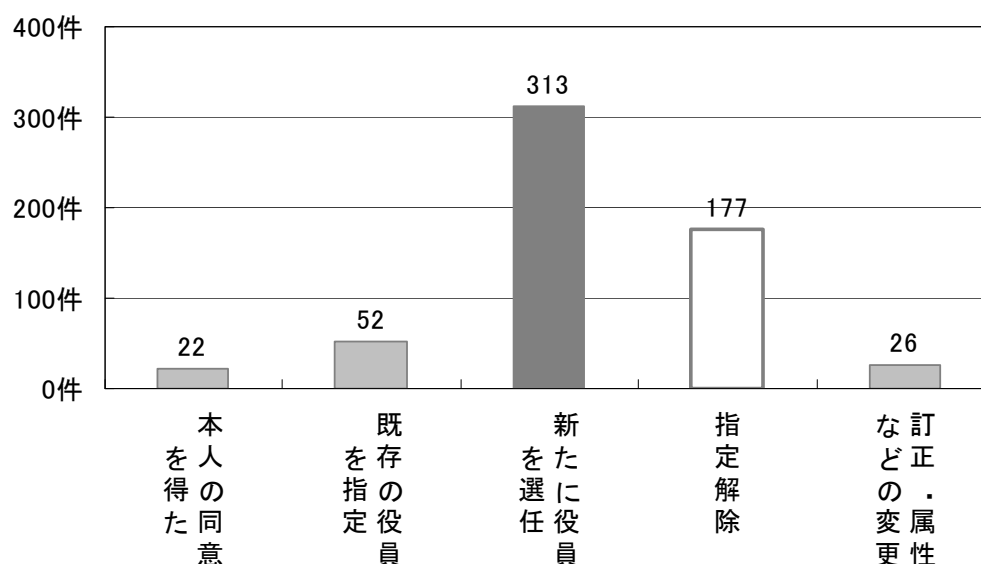
5. 追加提出の動向

追加提出で独立役員 は5.1%増加

6月18日時点で追加提出されている独立役員届出書は、社数で348社、提出件数で590件あった。以下、内容別に件数を分類する（図表5）。株主総会で新たに社外取締役・社外監査役を選任して独立役員に指定するものが最も多く、262社が313件（追加提出全体の53.1%）を届け出た。次に多いのが一斉提出した独立役員を取り下げる（指定解除）もので、145社が177件（同30.0%）を出した。既存の社外取締役・社外監査役を指定した34社・52件（同8.8%）が続いている。

追加提出による独立役員の増加人数は、新規役員の選任と既存役員の指定による分に、既存役員から同意を得た分を合計した387人である。この増加分から指定解除による減少分を差し引いた210人が純増分となる。訂正も反映すると追加提出後の独立役員は4,135人（一斉提出から5.1%の増加）で、社外取締役は1,028人（独立役員全体の24.9%）、社外監査役は3,107人（同75.1%）となっている。

図表5 追加提出された独立役員届出書の内容



出所：2010年6月18日付東証「独立役員届出書一覧」よりDIR経営戦略研究所作成

未確保企業の3分の1 程度が対応済

一斉提出時に「独立役員未確保」だった企業は、新規選任が59社（62件）、既存指定が15社（24件）、同意獲得が10社（16件）と84社（未確保企業の34.6%）が対応した。今6月総会において新規選任する企業に限ると64社（70件）で、前述の「今後の対応」として今6月総会を挙げた61社とほぼ同じ数になっている。未確保企業は残り159社で、多くは来6月総会に対応すると見られる。

未確保企業が届け出た102人は、追加提出で純増した210人の48.6%を占める。換言すれば純増した独立役員の半分強は、既に確保済みの企業がさらに追加したものである。投資家が社外取締役の増員および独立性の確保を求める声は年々強くなっており、今後も1社当たりの独立役員を増やす動きは継続しよう。